

消 防 災 第 3 1 号
平成17年3月9日

各都道府県消防防災主管部長 様

消 防 庁 防 災 課 長

林野火災に対する警戒の強化について（通知）

林野火災対策の推進については、平素から御尽力をいただいているところですが、例年、春先の空気が乾燥するなかで、たばこ、火入れなどを原因とする林野火災が全国各地で発生しています。

本年1月1日から3月8日までに発生した林野火災のうち、消防庁に報告されている焼損面積10ヘクタール以上又は空中消火を実施したものは4件にとどまっていますが、今後本格的な春の行楽シーズンを迎えるにあたり、林野火災発生防止の注意が必要です。

つきましては、貴職におかれましても、下記事項に御留意のうえ、気象状況等地域の特殊事情を踏まえながら、林野火災予防対策の充実強化に努めていただくとともに、報道機関とも連携を図り、住民に対する火災予防の呼びかけを行うなど、火災発生防止と被害拡大防止に万全を期されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村、消防本部に対しても、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、警戒体制の強化などを早急に周知いただくとともに、平成15年10月29日付け消防災第206号消防庁防災課長通知を踏まえ、林野火災発生時には、消防・防災ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するなど、適切な対応を図られるよう併せてお願いいたします。

記

1 林野火災予防の徹底について

林野火災の出火原因として、たき火、たばこや火入れの不始末が増加傾向にあることを踏まえ、特に週末や休日の前に、ハイカー等の入山者に対して新聞、テレビ、ラジオ、広報誌やホームページ等を通じ、たき火やたばこの火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止等について重点的に広報を行うこと。

また、林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理など林野火災予防の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し、空気が乾燥するなど特に火災が発生しやすい状況では屋外での喫煙を控えるなど、火気管理の徹底を図るよう指導すること。

2 防災関係機関による警戒の強化について

出火防止と火災拡大防止のため、林野火災発生危険性の高い地域において、消防防災等関係機関による巡視、警戒の強化を図ること。

3 火災警報の効果的な発令について

火災に対する警戒を効果的に行うため、変化する気象状況等を的確に踏まえ、適切な火災警報の発令を行うこと。

4 林野火災拡大の早期防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時機を失することなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図ること。

5 空中消火の積極的な活用について

空中消火は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術であり、最近火災拡大のおそれがある場合には、小規模な火災のうちから空中消火を実施し、早期消火に成功している例が増加している。消防・防災ヘリコプターをはじめとする空中消火用のヘリコプターについては、状況に応じてその応援出動の早期要請を積極的に行うこと。

6 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

空中消火を要請したもの

住宅等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

については、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告に努めること。この場合、ヘリテレなど画像情報の提供にも留意すること。

また、休日、夜間においても、林野火災が発生した場合には、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保すること。

なお、林野の焼損面積が20ヘクタール以上の火災については、昭和55年3月11日付け消防地第81号消防庁地域防災課長通知に基づき、林野火災対策資料を提出すること。

（問い合わせ先）

総務省消防庁防災課

中瀬地域防災係長・安本事務官

電話 03-5253-7525（直通）

03-5253-5111（代表）

内線 7765

FAX 03-5253-7535